

本人確認票(東浦町記入)

本籍地			
前住所			
家族の 氏名		生年月日	
その他確認事項			

印鑑証明・住民票関係・戸籍関係証明交付 注意事項

窓口に来た方（以下「申請者」という。）が、ご本人のものではなく、必要な方（以下「依頼人」という。）の証明書を申請する場合は、以下の点にご注意ください。

【印鑑登録証明書交付申請】

■申請者が、ご本人以外の方の印鑑登録証明書を申請する場合、依頼人の印鑑登録証を窓口に持参し、依頼人の住所、氏名、生年月日を正確に記入していただくと証明書の発行が可能です。（委任状は必要ありません。）

【住民票関係交付申請】

■申請者が、同一世帯の方の住民票を申請する場合、委任状なしで申請することができます。

■申請者が、ご本人または同一世帯以外の方の住民票を申請する場合、依頼人からの委任状が必要です。同居していても、世帯を別にしている場合は委任状が必要です。

また、住民票に続柄、本籍・筆頭者、住民票コード、マイナンバーの表示が必要な場合は、委任状にもその旨記載してください。記載がない事柄については、表示できません。

■委任状により、依頼人の住民票コードまたはマイナンバー記載の住民票を申請する場合、即日発行はできません。役場から依頼人宛に住民票を送付させていただきますのでご了承ください。

【戸籍関係証明書等交付申請】

■戸籍に関する証明書の申請ができる方は、以下のとおりです。

①戸籍に記載されているご本人、その配偶者（夫又は妻）、
その直系尊属（父母、祖父母等）もしくは直系卑属（子、孫等）

※配偶者については、夫又は妻が記載されている戸籍等に限ります。

※続柄のわかる戸籍等を提示していただく場合があります。

②その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方

※詳しくは窓口にてお尋ねください。

■上記の①及び②に当てはまらない方が申請する場合、委任状が必要です。

■身分証明書をご本人以外の方が申請する場合、委任状が必要です。同一世帯等であっても必要です。

■受理証明書は、戸籍の届出人のみ申請が可能ですが、ただし、発行できるのは東浦町で受理した届出のみです。

■独身証明書は、ご本人のみ申請が可能です。委任状による代理申請等はできません。

戸籍附票の特別表示については以下のとおりです。

■戸籍附票の特別表示とは、「本籍・筆頭者」、「在外選挙人登録」及び「住民票コード」の事項のことです。表示が必要な場合は申し出てください。

なお、住民票コードは令和6年5月27日時点で除籍等になっている方は表示されません。